

大阪市立大学の法人職員となる場合の再就職審査の取扱い（案）

大阪市立大学は市立大学事務局として大阪市の一部署であったが、2006 年に公立大学法人大阪市立大学として地方独立行政法人となった。

独法化する際、全ての職員を一律に法人職員へと身分を切り替えることなく、順次、法人職員として雇用する手法を採用したことから、現在でも多くの職員が市からの派遣職員として在籍している。

現在、市からの派遣職員については順次、法人職員へ身分の切り替えを行っているところであり、そのため、事務手続き上本市を退職し、改めて市立大学に雇用される事例が多くある。

加えて、本市と市立大学との間での人事交流も行われている。

具体的には、市立大学には次のケースで本市職員が雇用されることがあり、その際の再就職審査の要否については、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 本市職員が大阪市立大学の職員として任用されるケース

- (ア)市立大学へ派遣されている本市職員が、法人職員となるために市を退職する場合。
- (イ)本市職員が市立大学へ人事異動する際に、法人職員となるために市を退職する場合。
- (ウ)市職員であった市立大学の法人職員が、退職後に継続雇用される場合。
- (エ)上記以外の本市退職者が、市立大学の役職員に就任する場合。

2. 再就職審査の要否とその考え方

ケース	審査の要否	考え方
(ア) (イ)	不要	市立大学の法人職員として雇用されるため事務手続き上、大阪市を退職しているに過ぎず、市長の承認は不要。(※)
(ウ)	不要	法人職員の継続雇用であるため。
(エ)	必要	勤続 20 年以上の職員等の再就職に該当し、市長の承認を要する。

※退職手当の取り扱い

上記（ア）及び（イ）のように、市を事務手続き上退職して、引き続き市立大学の職員となる場合、市での退職手当の支給は無く、大学を退職する際に勤続期間を通算して支給を受ける。

3. その他

他の地方独立行政法人（地方独立行政法人大阪市立工業研究所）についても、同様の取扱いとする。